

○群馬県医学生修学資金貸与条例施行規則
平成二十二年三月三十一日規則第三十号

(趣旨)

第一条 この規則は、群馬県医学生修学資金貸与条例(平成二十二年群馬県条例第十三号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(貸与対象者)

第三条 条例第二条に規定する生計を一にする者として規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 修学資金の貸与を受けようとする者と同一世帯の父母
 - 二 修学資金の貸与を受けようとする者の所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第三十三号に規定する同一生計配偶者
 - 三 前二号に掲げる者のほか、これらに類する者と知事が認める者
- 2 条例第二条に規定する所得額は、過去一年間における所得税法第二編第二章第一節から第三節までの例に準じて算出した所得金額から知事が定める金額を控除した額とする。
- 3 条例第二条に規定する規則に定める額は、千五百万円とする。
- 4 条例第二条に規定する規則で定める県外出身者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- 一 県外に所在する高等学校又は中等教育学校を卒業した者
 - 二 県外に所在する通常の課程による十二年の学校教育又は専修学校の高等課程を修了した者
 - 三 申請時に在学する国立大学法人群馬大学が設置する群馬大学に係る大学入学試験の出願時の住所が県外にあった者
- 5 条例第二条に規定する規則で定める県内の病院は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- 一 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院で、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人又は医療法第三十一条に規定する都道府県、市町村その他厚生労働大臣の定める者が開設するもの
 - 二 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令(平成十四年厚生労働省令第百五十八号)第三条第一号に規定する基幹型臨床研修病院及び同条第二号に規定する協力型臨床研修病院
 - 三 前二号に掲げるもののほか、これらに類するものとして知事が認めるもの

(貸与の申請)

第四条 修学資金の貸与を受けようとする者(第六条において「申請者」という。)は、修学資金貸与申請書(別記様式第一号)に次に掲げる書類(前年度から引き続いて修学資金の貸与を受けようとする者にあつては、第二号、第三号及び第五号に掲げる書類)

を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 戸籍抄本
- 二 保証人となる者の保証書（別記様式第二号）
- 三 大学の在学証明書
- 四 大学の成績証明書
- 五 その他知事が必要と認める書類

（保証人）

第五条 保証人は、独立の生計を営む者でなければならない。

- 2 修学生は、保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の決定その他保証人として適当でない事由が生じたときは、新たに保証人を選任し、速やかに連帯保証人変更願（別記様式第三号）を知事に提出してその承認を受けなければならない。

（貸与の決定）

第六条 修学資金の貸与を受ける者の選考に当たっては、第四条の規定により提出された書類の審査のほか、必要に応じて面接等による審査を行うものとする。

- 2 知事は、前項の審査により修学資金の貸与の適否を決定したときは、修学資金貸与決定通知書（別記様式第四号）又は修学資金貸与不承認通知書（別記様式第五号）により申請者にその結果を通知するものとする。

（貸与契約）

第七条 条例第三条第二項に規定する契約は、修学資金貸与契約書（別記様式第六号）によるものとする。

（貸与の方法）

第八条 修学資金は、前条の契約に基づき、二月ごとにその期間分を口座振替の方法により貸与するものとする。ただし、当該契約に係る最初の修学資金を貸与するとき、又は特別の理由があると認めるときはこの限りではない。

（借用証書の提出）

第九条 修学生（死亡した場合は、保証人）は、修学資金の貸与契約の期間（前年度から引き続いて貸与を受ける場合にあっては当該引き続いた期間をいう。）が経過したとき、又は条例第六条各号のいずれかに該当することにより貸与契約を解除されたときは、速やかに保証人と連署した修学資金借用証書（別記様式第七号）を知事に提出しなければならない。

（修学資金の貸与の辞退）

第十条 修学生は、修学資金の貸与を辞退しようとするときは、修学資金貸与辞退願（別記様式第八号）を知事に提出しなければならない。

（契約解除の通知）

第十一条 知事は、条例第六条の規定により契約を解除したときは、修学資金貸与契約解除通知書（別記様式第九号）により修学生及び保証人に通知するものとする。

（医師少数区域の特例）

第十一条の二 条例第七条第一項及び第二項に規定する規則で定める区域は、館林市の全域及び渋川市の全域とする。

- 2 条例第七条第一項第二号に規定する規則で定める額は、修学資金の額に三分の二を乗

じて得た額とする。

3 条例第七条第二項第一号に規定する規則で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額とする。

一 条例第七条第一項第一号に定める修学資金の免除額に三分の一を乗じて得た額に、業務従事期間（業務従事期間が修学資金の貸与を受けた期間（条例第五条の規定により修学資金の貸与が行われなかった期間を除く。以下この号において同じ。）を超える場合は、修学資金の貸与を受けた期間）を修学資金の貸与を受けた期間で除して得た割合を乗じて得た額

二 条例第七条第一項第一号に定める修学資金の免除額に三分の一を乗じて得た額に、業務従事期間を従事必要期間で除して得た割合を乗じて得た額

（特別の事情により業務に従事することができなかった期間）

第十二条 条例第七条第三項に規定する規則で定める特別の事情により業務に従事することができなかった期間は、次に掲げる期間とする。

一 疾病又は災害により業務に従事することができなかった期間

二 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条の規定による休業又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業、同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置による休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第一項の規定による育児休業若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第二条第一項の規定による育児休業をした期間

三 学校教育法に基づく大学の大学院（医学を履修する課程に限る。）に在学した期間（在学中に特定病院において医師としての業務に従事した期間を除く。）

四 外国の大学又は大学院、医療機関、研究機関等において医学に関する研修等に従事した期間

五 特定病院で実施する後期研修（臨床研修修了後の医師の専門的な知識及び技術の修得に係る研修をいう。）のプログラムの一環として、特定病院以外の医療機関に勤務した期間

六 県の医療水準向上に資すると認められる専門知識を修得するため特定病院以外の医療機関等に勤務した期間

七 前各号に掲げるもののほか、知事がやむを得ないと認める期間

2 前項第三号から第六号までに規定する期間（同項第三号に規定する期間にあつては、大学院に在学した期間）が、同項第三号及び第四号においては五年、同項第五号及び第六号においては三年を超える場合は、条例第九条第二項第四号に該当するものとみなす。

3 修学生は、業務従事期間が従事必要期間に達するまでの間に、第一項各号に掲げる期間を有することとなった場合には、業務従事中断期間報告書（別記様式第十号）により当該期間を知事に報告しなければならない。

（返還債務の免除又は猶予の申請手続及び決定）

第十三条 条例第七条、第八条又は第十一条の規定による修学資金の返還債務の免除又は猶予を受けようとする者（次項において「免除等申請者」という。）は、それぞれ修学

資金返還債務免除申請書（別記様式第十一号）又は修学資金返還債務猶予申請書（別記様式第十二号）に免除又は猶予を受けようとする事実を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により提出された書類を審査し、修学資金の返還債務の免除又は猶予を決定したときは、修学資金返還債務免除決定通知書（別記様式第十三号）又は修学資金返還債務猶予決定通知書（別記様式第十四号）により免除等申請者に通知するものとする。

（返還の方法）

第十四条 条例第九条の規定による修学資金の返還は、知事の発行する納付書により一括して行うものとする。

（届出）

第十五条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める様式にその事実を証する書面を添えて、十日以内に知事に届け出なければならない。

- 一 氏名、本籍若しくは住所を変更したとき又は保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき 氏名等変更届（別記様式第十五号）
- 二 大学を卒業し、又は退学したとき 卒業（退学）届（別記様式第十六号）
- 三 大学を休学し、又は停学の処分を受けたとき 休学（停学）届（別記様式第十七号）
- 四 大学に復学したとき 復学届（別記様式第十八号）

- 2 修学生は、大学を卒業した日の翌日から修学資金の返還の債務の全部を免除され、又は返還の債務の履行を終える日までの間、毎年四月一日現在の状況を現況届（別記様式第十九号）により同月十五日までに知事に届け出なければならない。

- 3 保証人は、修学生が死亡したときは、速やかに死亡届（別記様式第二十号）を知事に提出しなければならない。

（期間の計算方法）

第十六条 条例第七条第一項第一号に規定する業務従事期間の計算は、月数によるものとし、当該業務従事期間に係る業務に従事した日の属する月から従事しなくなった日の属する月までを算入する。

- 2 前項の規定により計算した期間に、休職又は停職の期間があるときは、当該休職又は停職の期間の開始した日の属する月から、当該休職又は停職の期間の終了する日の属する月までの月数を同項の規定により計算した期間から控除するものとする。

（その他）

第十七条 この規則で定めるもののほか、修学資金の貸与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年三月三十一日規則第十六号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年三月六日規則第二号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年三月三十一日規則第二十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二十二日規則第十五号）

（施行期日）

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の別記様式第一号による書類は、改正後の同様式により提出されたものとみなす。

附 則（令和二年三月二十七日規則第十九号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。